

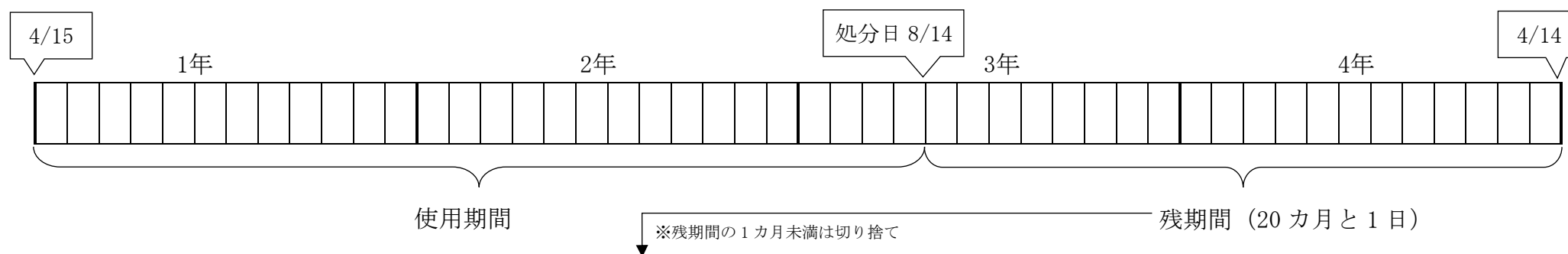
長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱第 16 条に規定する処分の制限期間等は、下記のとおりとする。万が一下記期間内に処分を行う場合は、その旨届け出ること。なお、処分の制限期間を超えて処分を行う場合は、届け出は必要ない。

補助対象事業		処分の制限期間	処分制限期間内に処分を行った場合の補助金返納額
㉠	住宅窓の断熱改修	—	
㉡	薪ストーブの設置	4 年	補助金返納額 = 補助金交付額 × (残期間月数 ÷ 処分制限期間月数) ※残期間月数の 1 カ月未満は切り捨てとする。 ※計算の結果、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
㉢	太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置 (FIT 案件)	4 年	
㉣	次世代自動車の導入	4 年	
㉤	家庭用燃料電池システムの設置	4 年	
㉦	太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置 (非 FIT 案件)	太陽光発電設備：17 年 蓄電設備：6 年	京都府及び財源となる補助金を所管する省庁の指定する方法により算出 ※左記について、国費を財源とするものについては、法定耐用年数を処分の制限期間としているものである。
㉧	太陽光発電設備と蓄電設備に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた 3 点同時設置 (FIT 案件)	太陽光発電設備と蓄電設備：4 年 高効率給湯機器：6 年 コージェネレーションシステム：6 年	
㉨	太陽光発電設備と蓄電設備に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた 3 点同時設置 (非 FIT 案件)	太陽光発電設備：17 年 蓄電設備：6 年 高効率給湯機器：6 年 コージェネレーションシステム：6 年	

※住宅窓については、処分するということが自体が通常想定しづらく、また、居住者等の過失により、比較的破損しやすいものでもあることから、処分の制限期間は設けない。また、次世代自動車の導入で、リースの場合（事業者に限る）についても、処分の制限期間を設けることが馴染まないことから、同期間を設定することはしない。

◎㉔～㉖に係る補助金の返納額の計算例

100,000円の補助金交付を受けた電気自動車を、28カ月使用した後に処分する場合



$$\text{補助金返納額} = 100,000\text{円 (補助金交付額)} \times \left(\frac{20\text{カ月 (残期間月数)}}{48\text{カ月 (処分制限期間月数)}} \right) = 41,666.66 = 41,000\text{円 (千円未満切り捨て)}$$

◎補助金返納の必要がない場合

財産処分が以下に該当する場合は、補助金返納の必要はない。ただし、処分の制限期間内である場合は、届け出し、承認を得る必要がある。

- ・当該設備等が、天災等やむを得ない事象により破損した場合
- ・本人の責めに帰さないやむを得ない事情により、当該設備等を手放すこととなった場合
- ・その他、市長が特に認める場合